事　務　連　絡
平成２４年１２月４日

各都道府県
関係部長　あて

林野庁　森林整備部
計　画　課　長
研究・保全課長

森林内における森林・林業体験活動等の実施における安全確保について

今般、岐阜県内の森林総合利用施設において実施した森林体験活動において、落枝による死亡事故が発生したところである。（別添　参考１参照）

詳しいことは現在、調査が行われているところであるが、被害者はヘルメットをかぶっていなかった事実は確認されているところ。

不特定多数の者が利用する森林については、平成 15 年に奥入瀬渓流遊歩道脇で発生した落枝事故に関する判決を受けて平成 21 年 2 月 26 日付 20 林整計第 210 号「林野庁の補助事業等により民有林内に整備され、人が多数参集して樹下に止まる場所に生立する立木の一斉点検等について」をもって立木の倒伏、折損した幹や枝の落下による事故を防止するための一斉点検等の実施及び施設管理者及び行事等の主催者がこうした点検を通じて森林利用者の安全確保を行うよう指導をお願いしたところである。（別添　参考２参照）

森林や林業について広く国民の皆さんの理解を得るための行事において、こうした事故が発生したことは誠に残念なことであり、今後、貴都道府県民有林内における森林・林業体験活動等の実施にあたっては、貴都道府県及び貴都道府県管内の市町村、森林組合その他の民間団体等が林野庁補助事業等により整備している民有林内施設の管理者や森林内の緑化行事等の主催団体等に対し行事を実施する森林の事前の点検と併せて、ヘルメットなどの保護具の用意など安全対策に関する指導を改めて徹底していただくようにお願いする。

（参考１）

森林体験で枝直撃の女児死亡 岐阜（平成２４年１１月２６日、NHK NEWSWEB）

今月１８日、岐阜県大垣市の公園の森林で、木の伐採などの体験学習に参加し、落ちてきた枝が直撃して意識不明の重体となっていた小学1年生の女の子が、手当てを受けていた病院で死亡しました。

今月１８日、岐阜県大垣市上石津町にある「かみいしづ緑の村公園」の森林で、長さ3メートル、重さ5キロの杉の枝が折れて１０メートルほど落下し、下にいた市内の小学１年生、村上絢俐さん（６）の頭に当たりました。
警察によりますと、村上さんは意識不明の重体となって病院で手当てを受けていましたが、２６日未明、死亡しました。
事故があった当時、公園では小学生らを対象にした木の伐採や木工などの体験学習会が開かれていて、村上さんはほかの参加者とともに間伐作業についての説明を受けていたということです。
村上さんを含め参加者は全員、ヘルメットなどをかぶっていなかったということで、警察は、安全管理に問題がなかったかなどについて調べています。

（参考２）

２０林整計第２１０号
平成２１年２月２６日

各都道府県
関係部長　殿

林野庁林　　政　　部
企画課長
経営課長
森林整備部
計画課長
整備課長
治山課長
研究・保全課長

林野庁の補助事業等により民有林内に整備され、人が多数参集して樹下に止まる場所に生立する立木の一斉点検等について

近年、保健・休養を目的とする森林利用に対する国民の関心が高まっている中、森林利用者等の安全については、不特定多数の者が利用する民有林内の施設（以下「民有林内施設」という。）の管理者及び多数の参加者が参集する行事等（以下単に「行事等」という。）の主催者の責任において確保する必要がある。このため、特に、貴都道府県及び貴都道府県管内の市町村、森林組合その他の民間団体等が林野庁補助事業等により整備している民有林内施設及び林野庁補助事業等により実施している行事等の会場について、当該民有林内施設の管理者及び行事等の主催者において、春からの本格的な利用シーズンを迎えるまでに、立木の倒伏、折損した幹や枝の落下による事故を防止するための一斉点検等が実施されるよう、下記により指導等を徹底していただきたい。

なお、貴都道府県管内の市町村が林野庁補助事業等により整備している民有林内施設の管理者及び林野庁補助事業等により実施している行事等の主催者に対しては、当該市町村により同様の指導等が徹底されるよう、その旨市町村へ依頼していただきたくお願いする。

また、林野庁補助事業等により実施している行事等の開催にあたっては、万一の立木の倒伏、折損した幹や枝の落下による事故に備えて、損害保険等への加入について、貴都道府県及び市町村より主催者に対して奨励していただきたい。

記

1　点検の実施等

民有林内施設の管理者（以下「施設管理者」という。）の責任において、民有林内施設の区域内及び当該施設の区域外であっても、不特定多数の者の立入りがあり、事実上施設管理者が管理する区域内の危険な立木（枯損木、枯枝がある立木、腐朽している立木等。以下「危険木」という。）の有無を点検し、危険木については所有者の了解を得てその除去を行い、除去が不可能な場合には確実な立入禁止措置等を講じて安全を確保するよう指導する。

なお、行事等の主催者に対しても当該行事等の会場及び当該会場外であっても、参加者の立入りがあり、事実上当該行事等の会場と一体とみなされる区域内について同様の点検を実施し、危険木周辺については参加者に対して確実な立入禁止措置等を講じて安全を確保する（危険木の除去が可能な場合は除去を行う）よう指導する。

2　施設管理者等による点検の実施等の明文化

上記１の点検等が施設管理者によって定期的に確実に実施されることにより森林利用者等の安全が確保されるよう、民有林内施設の敷地（以下「施設敷」という。）の貸付契約にその旨を明文化するよう施設管理者を指導する。

また、施設敷の区域外において第三者が占有する危険木に関しても、施設管理者が同様に点検等を実施することにより森林利用者等の安全が確保されるよう、必要に応じ施設敷の区域外の立木の占有者との間で協定等を締結し、定期的かつ確実な点検等の実施について明文化することについても施設管理者を指導する。

なお、行事等の主催者が直接その会場の貸付契約等を締結する場合には、上記に準じて行事等の主催者が点検等を実施することにより森林利用者等の安全が確保されるよう、貸付契約等にその旨を明文化するよう行事等の主催者を指導する。

3　森林所有者に対する協力の要請

人が多数参集して樹下に止まる場所に生立する立木の占有者は、その支持（維持、管理）に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う可能性があることを踏まえ、上記１の施設管理者及び行事等の主催者が実施する点検等の実施並びに上記２の施設管理者及び行事等の主催者による点検等の実施の貸付契約等における明文化に協力するよう、関係森林組合、市町村等を通じて、関係する森林所有者等に要請する。

（参考）一斉点検の対象となる施設及び関係林野庁補助事業等（代表的なもの）

（参考）

一斉点検の対象となる施設及び関係林野庁補助事業等（代表的なもの）

対象施設	林野庁補助事業等（代表的なもの）		管理者 （事業実施主体）
・キャンプ場 ・林間広場 ・体験施設（屋外） ・歩道（自転車道含む） ・車道	（公共事業）	・森林整備事業（H14～：林道整備、里山エリア再生交付金、森林環境保全整備事業等）	都道府県、市町村、森林組合等
		・林道事業（～H13：林道整備、林業地域総合整備事業等）	
		・造林事業（～H13：創造の森整備事業、森林空間総合整備事業等）	
		・治山事業（生活環境保全林整備事業、自然環境保全治山事業、環境防災林整備事業等（保安林管理道含む））	都道府県、市町村、財産区
・駐車場 ・宿泊施設 ・バンガロー ・コテージ ・休憩施設 ・トイレ ・管理棟 ・体験施設（屋内） ・炊事・食事施設 ・交流施設 ・観察施設 ・その他	（非公共事業）	・林業構造改善事業（～H15）	市町村、森林組合等
		・林業・木材産業構造改革事業（H14～16）	
		・強い林業・木材産業づくり交付金（H17～19）	
		・森林づくり交付金（H17～19）	
		・森林・林業・木材産業づくり交付金（H20～）	
		・青少年の森整備事業（S50～52）	市町村等
		・21世紀の森整備事業（S53～60）	
		・体験の森整備事業（S61～H4）	
		・もりの学園整備事業（H4～11）	
		・教育のもり整備事業（H12～16）	都道府県、市町村等
		・緑の交流空間整備事業（H6？）	市町村、森林組合等
		・森林総合利用森林整備事業（H9～14）	市町村等
		・農山漁村活性化プロジェクト交付金（H19～）	都道府県、市町村、森林組合等
		・株式会社日本政策金融公庫資金	（補助残融資）

From: 美しい森林づくり全国推進会議事務局 [mailto:fore-sapo@green.or.jp]
Sent: Friday, March 01, 2013 3:37 PM
To: 池田輝明
Subject: 「参加しよう！森林ボランティア」通信（2013年2月号）

●▲●▲●▲●▲●▲●▲●▲●▲●▲●▲●▲●▲●▲●▲●▲●▲●▲●

「参加しよう！森林ボランティア」通信（2013年2月号）

このメールマガジンは、「参加しよう！森林ボランティア」のサイトに登録されている
団体に向けて、重要な行政の告知や安全に関する情報等を不定期でお送りしています。
―ご不要の場合はお申し出下さい。―

発行：（公社）国土緑化推進機構　政策企画部

各位

みなさんお元気ですか。今年の冬は、東北・北海道では観測史上最大規模の
大雪となるなど厳しい気候となりましたが、今日は、都内でも気温が上がり、
春の兆しを肌で感じられる時期となりました。

早いもので、東日本大震災から3年目の3月11日を迎えようとしています。
被災地における本格的な復興が少しずつ進む中で、大津波の被害を受けた
海岸林の再生については、仙台市荒浜地区の国有林において民間団体による
植栽事業がようやくスタートできることとなりました。
これから、息の長い地道な取組が必要になっているものと思います。

さて、森林・林業を巡っては、国内外において新しい動きが芽生えつつあります。
昨年12月の国連総会において、3月21日が「国際森林デー」と定められることが
決議されました。
http://www.mori-zukuri.jp/news/?cmd=view&newsid=182

これを踏まえ、2 月 28 日、港区立エコプラザにおいて、国土緑化推進機構などの
主催により、国際森林デー制定記念「グリーンウエイブ 2013」キックオフ・フォーラム
http://www.mori-zukuri.jp/news/index.php?cmd=view&newsid=185
が、多くの行政、企業、団体関係者の参加のもとで盛大に開催されました。

国土緑化推進機構では、2 月 15 日から 5 月 31 日を緑の募金キャンペーンを開始
したところですが、グリーンウエイブのキャンペーン（3 月 1 日～6 月 15 日）と連携しつつ、
国際森林デーの周知を図っていく多様な取組を進める予定ですので、皆様方の
積極的なご参加・ご協力をお願いします。

ところで、昨年末に、森林内の体験活動に参加していた小学生が落下した
スギの枝の直撃を受けて亡くなるという痛ましい事故が発生しました。
このような事故の未然防止に全力を上げなければならないと思います。

別添のとおり、林野庁から出された指導文書を掲載しますので御覧ください。
森林ボランティア活動には様々な作業とその方法がありますが、チェーンソーを
使用する活動も増加しており、専門的かつ高度な技術・技能が求められています。

このため、森づくり安全技術・技能全国推進協議会（宮林茂幸理事長）
http://www.mori-anzen.com/
では、森づくりの安全技術・技能に関する習得制度を設けて、安全な森づくり活動の
推進に努めておりますので、同協議会のホームページ等を活用して安全に関する
情報の収集や連携協力等を進められるようご案内申し上げます。

また、同協議会の技術アドバイザーを努められている水野雅夫さんが主催されている
NPO 法人 Woodsman Workshop が、林業普及指導員のための伐木＆造材の
研修コースを開設し受講者を募集されておりますので御覧ください。
http://www.yamaiki.com/top_page.htm

いよいよ、森林ボランティア活動のシーズンに入ります。
今年も元気で楽しく森づくりボランティア活動が広がっていくことを願っています。

担当者：佐古田　　電話：03-3262-8437　　Email：volun@green.or.jp

各位
本件につきましては、小生事故の発生１週間後、
偶然に当施設のイベント参加行事の際、現地拝見しました。
直径 10ｃｍ～３０ｃｍの杉林の研修林でした。その時点でも
折れた枝が木の上方にかかっているものも数本ありました。
（当然現状確保の為立ち入り禁止のテープが巻かれていました）
見た目に、市の施設ですが整備の遅れた、何時でも事故の起きうる現状でした。
現場は、四日市と関が原を結ぶ国道沿いにある公園や宿泊施設
芝生広場やテニスコートやサイクリングコース等が併設された
誰でも気楽に立ち入ることが出来る
大垣市営の公共施設です。その公共施設でおきた
悲惨な事故について、振り返れば我々の活動事態も
こういうイベントについては最新の注意を払わなければ
ならないと、自問自答しながら、現地にて児童の回復を祈りました。
（その時点では児童は意識不明の状態でしたので）
桜児童保育など私達も子供と接する行事が多々あります。
もう一度、会長をはじめ皆で、安全で楽しい行事に
する為にも、全員が素直に初心に帰り、
未来のある子供たちに全身全霊を掛けて
行事を遂行すべきと思料します。
こういう話し合いの精神が我々の身の安全を
守ることにもつながります。

湯浅　明